

第3回 川越市庁舎整備審議会 説明資料

主な内容

- 1 審議に必要な資料の提供等について
 - (1)賑わい創出などの他市事例の詳細
 - (2)職員通勤手段
 - (3)提供予定の資料等について
- 2 先進市視察結果の報告（川口市役所、中野区役所）
- 3 狭あい化等の実態調査の結果 (1)概要 (2)調査結果
- 4 新庁舎整備の必要性
- 5 アンケート調査の実施について
 - (1)市民アンケート調査の実施（案） (2)職員アンケート調査の実施（案）
- 6 その他

1 (1) 審議に必要な資料の提供等について

第2回
審議会資料

(1) 賑わい創出などの他市事例の詳細①

■さいたま市

- 新庁舎整備における街区の賑わい創出のため、民間機能導入を検討中であり、敷地全体約17,300㎡のうち、約2,300㎡を民間機能敷地とする想定。
- 民間サウンディングには18社が参加し、オフィス、ホテル、商業施設、体験型施設、研修・教育施設等のアイデアがあがっている。
- 今後は、導入可能な機能、土地賃借料、事業スキーム条件の精査等が検討される予定。

出所：さいたま市

基本計画における基本方針（一部抜粋）

- 常に活気とにぎわいのある都市経営の拠点
- 地域の複合交流拠点にふさわしい「新庁舎・市民広場・緑地・民間機能」の最適配置



敷地東側から見た新庁舎整備街区

▶詳細は、参考資料1「さいたま市 庁舎整備基本計画 基本方針」を参照のこと

1 (1)賑わい創出などの他市事例の詳細

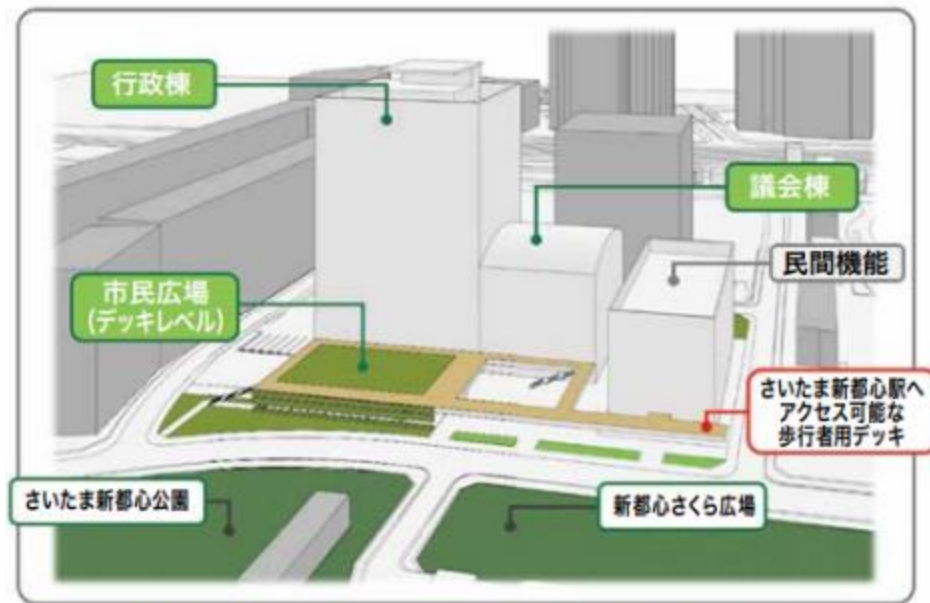
さいたま市（活動拠点活用／賑わい・交流）

検討経緯

- ・ H12年の旧3市の合併以降、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、長年検討が積み重ねられてきた。
- ・ R3年に基本構想が策定され、R4年にはさいたま新都心バスターミナルほか街区への移転が決定、R6年には基本計画が策定された。
- ・ その後も街区の賑わい創出のため、民間機能導入が検討されており、民間サウンディング等の取組がなされている。

整備方針（複合化や賑わい・交流）

- ・ 市民利用スペースとして、市民の憩いや多様な主体による協働の活性化、市民交流の促進の場として多目的大空間や展望機能の整備が検討されている。
- ・ 民間機能についても、財政負担軽減の観点のほか、来庁者等の利便性向上を図るとともに、街区のにぎわい創出などに資することを目的として検討されている。導入機能としては、共同住宅を除くオフィス、商業店舗及び宿泊施設等をベースとし、複合化のパターンは事業成立の容易性確保や事業者公募手続の実現性を踏まえ、分棟型で別個に整備することとされている。



▲施設整備イメージ ※現時点のイメージであり、今後変更となる場合があります。



配置計画および動線計画

1 (1) 審議に必要な資料の提供等について

(1) 賑わい創出などの他市事例の詳細②

■和光市

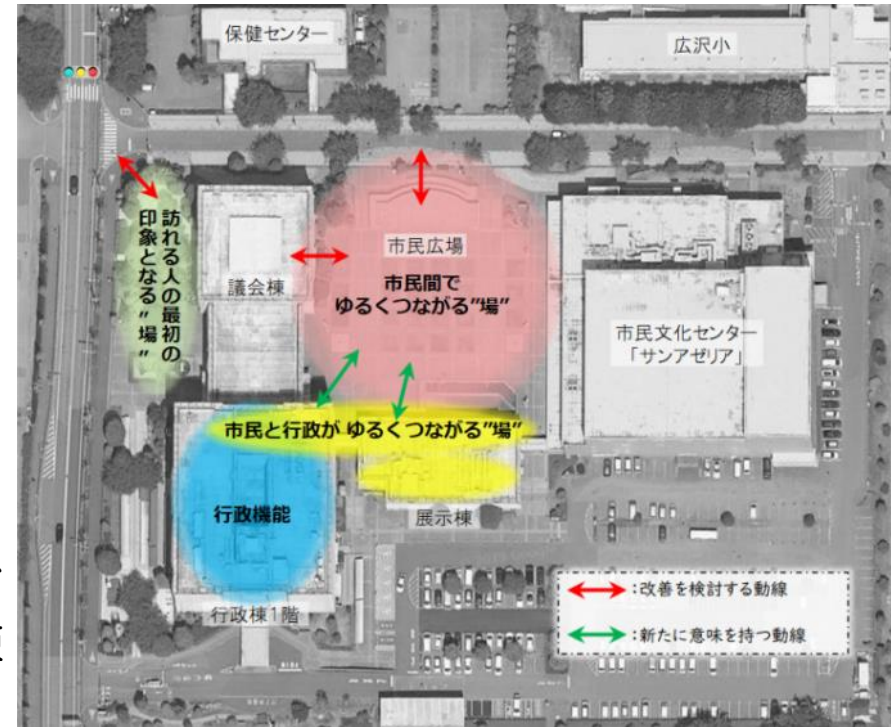
※令和5年に事業
は廃止

- 資産活用会社が、
広場・市役所駐車場
及び周辺公共施設
を一体運営する
ことでの低未利用
スペースの有効活
用を推進する計画。



広場が隣接する市庁舎・議会

- メインエントランス部分への商業店舗の誘致や展示棟へのカフェ機能導入、貸出可能な市民ギャラリーの整備等を計画。



施設の一体活用の計画

出所：和光市「市庁舎にぎわいプラン基本計画」

▶詳細は、参考資料2「市庁舎にぎわいプラン基本計画」を参照のこと

1 (1) 審議に必要な資料の提供等について

第2回
審議会資料

(1) 賑わい創出などの他市事例の詳細③

■新発田市 (新潟県)

- 交流拠点として本庁舎を「ヨリネスしばた」と名付け、庁舎内に「市民開放施設」を設置。

出所：新発田市ホームページより



札ノ辻広場（1F）
※イベント時

- 広場では週末を中心に年間50件のイベントが開催されている（平成29年）。



市民ギャラリー・
飯豊ラウンジ（7F）

- イベント利用可能な半屋内広場や、庭園を設けた屋外スペース（テラス）、市民ギャラリーやラウンジを設けている。

▶詳細は、参考資料3「新発田市新庁舎整備基本設計概要」などを参照のこと

1 (1)賑わい創出などの他市事例の詳細

新発田市（ヨリネスしばた）（活動拠点活用／賑わい・交流）

検討経緯

- ・ H22年に新庁舎建設構想等策定委員会において基本構想が検討。その後、建設候補地の市民意向を把握するために、新庁舎建設に関する全世帯アンケートが実施され、その結果も踏まえて、建設位置が決定された。
- ・ H23年に新庁舎建設構想等策定委員会において、基本計画が策定された。
- ・ H25年に基本設計、実施設計、H26に着工、H28年に竣工した。

整備方針（複合化や賑わい・交流）

- ・ 賑わい・交流機能に関しては、基本構想、基本計画の中で下記のとおり記載がされている。

✓ ① 市民の交流や憩いの場

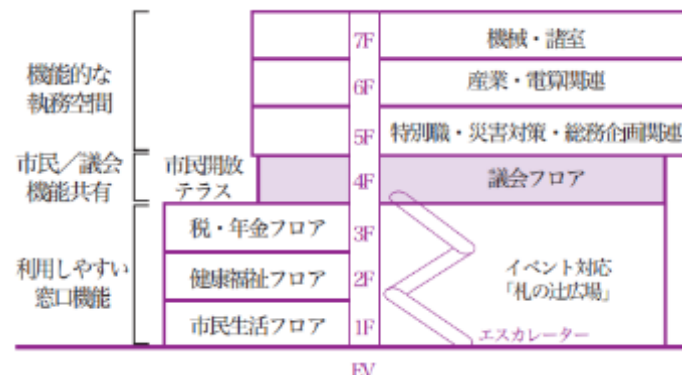
エントランスホールは、来庁者に向けた情報発信スペース、案内機能スペース、臨時窓口設置スペースなど複合的に活用されるとともに、来庁者が休憩しながらコミュニケーションのとれる開放的な憩いの空間として整備

✓ ② 協働

市民、町内会、ボランティア団体、NPO、企業などと行政とが連携・協働するための情報交換の場を確保するとともに、各種団体が、まちづくり関連の情報を入手したり、活動情報を発信したりできる機能を整備



配置計画



断面イメージ

1 (1) 審議に必要な資料の提供等について

(1)賑わい創出などの他市事例の詳細④

第2回
審議会資料

■長岡市（アオーレ長岡・新潟県長岡市）



概観（屋根付き広場「ナカドマ」）



アリーナ



市民交流ホール

- まちなか型市役所として本庁機能をまちなかに集約し、「アオーレ長岡」として平成24年4月にオープン。
- 庁舎スペースの狭隘化や老朽化した厚生会館の建替え等を背景に事業が推進
- 老朽化屋根付き広場「ナカドマ」、アリーナ、市民交流スペース、議会機能等による複合施設といえる。
- NPO法人が広場の管理運営を担い、各種イベント開催や情報発信等を行う。

出所：長岡市、北陸地方整備局「北陸発 まちなか再生・まちなか居住のすすめ」

▶詳細は、参考資料4「長岡市中心市街地活性化基本計画」などを参照のこと

1 (1)賑わい創出などの他市事例の詳細

長岡市（アオーレ長岡）（機能の複合化／賑わい・交流）

検討経緯

- 本庁組織が市内の7か所に分散し、市民の利便性等に課題。H18より行政機能再配置検討市民委員会において、本庁機能のあるべき位置等について協議が進む。
- 市民意向の把握に努め、H19.2に市役所の位置を定める条例を改正。
- H20に中心市街地活性化基本計画を策定し、市役所機能のまちなか回帰によるまちなか型公共サービスと市民協働の推進を基本方針とした。

整備方針（複合化や賑わい・交流）

- 空洞化が進む駅前の中心市街地に対して、様々な都市機能を集約したまちづくり方針を策定（右図イメージ）。シティホールを核とした新しいまちづくり、都市機能のまちなか回帰を目指す。
- 新たな庁舎では、市民に開かれた交流拠点として、開かれた空間や雰囲気づくり、市民協働を推進することを明記。



〈「市民協働型シティホール」のイメージ〉



〈中心市街地における新しい市役所の配置イメージ〉

1 (1) 審議に必要な資料の提供等について

第2回
審議会資料

(1) 賑わい創出などの他市事例の詳細⑤

■呉市（広島県）

- ・ 庁舎機能のほか、市民との協働スペース機能、多機能ホール機能、国際交流センター、防災拠点機能などを有する複合化された公共施設として2016年から供用開始。
- ・ 庁舎棟（地上9階）、議会棟（地上4階）、市民ホール棟（地上3階）、駐車場棟（地上5階）から構成される。

出所：呉市、五洋建設



庁舎概観



くれ絆ホール

▶ 詳細は、参考資料5「呉市新庁舎建設基本計画 H23年9月」などを参照のこと

1 (1)賑わい創出などの他市事例の詳細

呉市（機能の複合化／賑わい・交流）

検討経緯

- S37年に建設された庁舎の耐震診断を踏まえ、呉市庁舎整備検討懇話会において建替えるべきとの提言があった。
- その後、庁舎建設は懸案事項であるものの、財政健全化を優先し、平成20年に財政集中改革プログラムが策定され、平成23年に財政健全化の目途が立ったため、工事発注がなされた。
- 発注のやり直しや契約変更等を経て、H27年12月に完成。

整備方針（複合化や賑わい・交流）

- 庁舎棟（地上9階）、議会棟（地上4階）、市民ホール棟（地上3階）、駐車場等（地上5階）の4棟から構成される。ホールや協働センター機能等を屋内通路で結び、一体的な活用を図っている。
- 6つの基本コンセプトのもとに設計された。
 - ✓ 市民の生命と財産を守る庁舎
 - ✓ 市民にやさしい庁舎
 - ✓ 市民のまちづくりの拠点となると庁舎
 - ✓ 呉らしさが感じられる庁舎
 - ✓ 多機能で環境にやさしい庁舎
 - ✓ 将来の変化に対応できる庁舎

各棟の概要



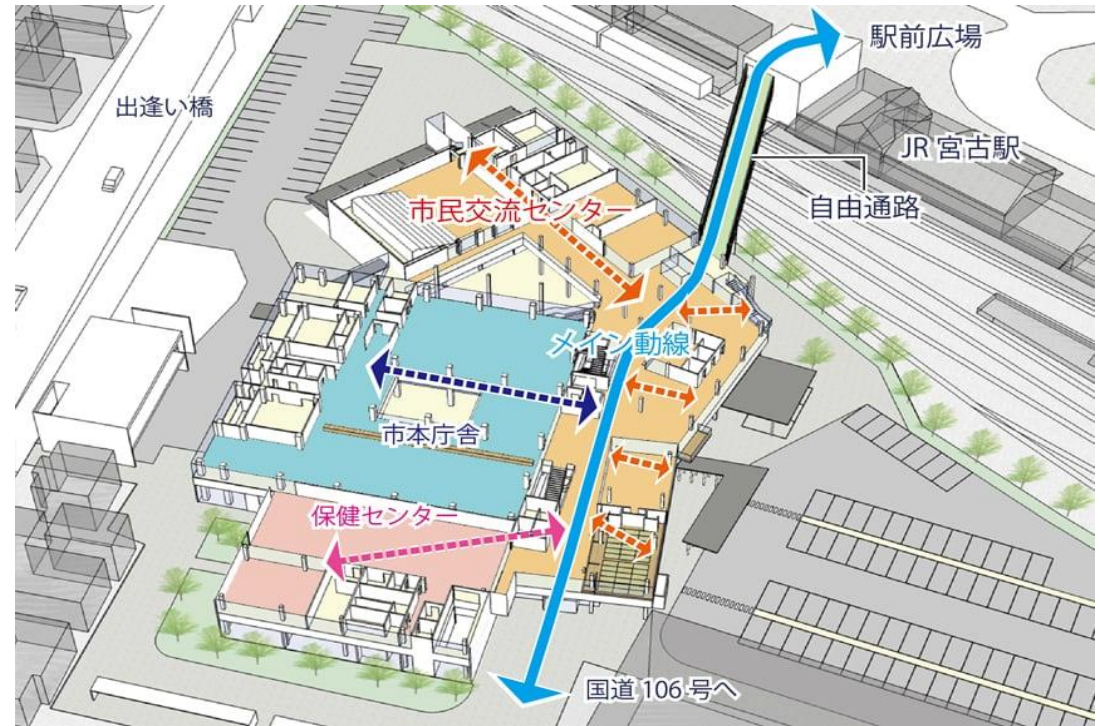
1 (1) 審議に必要な資料の提供等について

第2回
審議会資料

(1) 賑わい創出などの他市事例の詳細⑥

■宮古市（岩手県）

- 市庁舎、保健センター、市民交流センターを複合化し、「イーストピアみやこ」として2018年から供用開始。
- 東日本大震災からの復興として、防災まちづくり拠点としての性格も有する。



出所：イーストピアみやこ（宮古市）

拠点配置図

▶詳細は、参考資料6「宮古市中心市街地拠点施設建設基本設計図書」などを参照のこと

1 (1)賑わい創出などの他市事例の詳細

宮古市（イーストピアみやこ）（機能の複合化／賑わい・交流）

検討経緯

- 東日本大震災時に保健センターは全壊。震災を教訓に、市の将来を見据えた地域防災拠点のあり方と中心市街地の賑わい創出について検討を重ね、「中心市街地拠点施設整備事業」により整備。
- 市民参画の観点から、基本構想および基本計画の検討のための市民検討委員会や意識調査が実施された。
- H27年に基本設計、その後工事を経て、H30年に開館した。

整備方針（複合化や賑わい・交流）

- 市民交流センター、市本庁舎、保健センターの3つの機能が複合化されている。
- 市民交流センターでは、多目的ホール、ふれあいひろば、防災プラザ等が導入され、災害対応の拠点及び一時避難場所としても使用される。



施設の概要



防災プラザでは、東日本大震災の経験や教訓と復興の経過、過去の災害の歴史や資料などを紹介



まちの情報プラザでは、市民生活に役立つ情報、市民活動やイベントなどの情報を掲示



交流プラザは、通常はフリースペースで、談話や休憩、待ち合わせなどに利用可能

1(2) 審議に必要な資料の提供等について

(2) 職員通勤手段について①

① 把握方法

職員アンケートではなく、通勤手当の支給に係る届出をベースにしたデータによる。時点については、年度当初は、職員の異動などを考慮し、令和7年度末時点とした。今後も同様のデータの最新状態のものを提供予定。

② 集計方法

職員の通勤手段は、徒歩、自転車、自家用車、バス、電車などを複数利用する場合もあることから、それぞれの手段の延べの人数を集計した。

また、延べによる集計によると、職員が勤務する庁舎へ通勤する際の通勤手段の概要を把握することが難しいことから、主な手段（もっとも、費用が掛かっている）も別途集計した。

今回の資料提供の趣旨は、通勤にどの程度の時間を要しているかを把握することを含むものと考えられることから、通勤手段の中で、相関関係が分かる区分を設定し集計した。

1(2) 審議に必要な資料の提供等について

(2) 職員通勤手段について② ■集計結果（延べ人数）

	徒歩	自転車	自家用車10 キロ未満	自家用車10* 以上20 キロ未満	自家用車20* 以上30 キロ未満	自家用車30 キロ以上	電車 市内	電車 近隣市 町	電車 県内	電車 県外	バス 市内	バス 市外	集計 庁舎別
本庁舎	84	254	180	75	5	4	50	114	97	40	49	176	1128
分庁舎	1	5	5	2	2			2	4	1	3	3	28
東庁舎	8	33	32	17	2		7	9	10	7	7	15	147
小計	93	292	217	94	9	4	57	125	111	48	59	194	1303
小仙波 庁舎	3	33	43	18	1		3	11	12	2	4	8	138
上下水 道局	10	32	32	16	1		4	10	11	6	2	12	136
保健所		15	52	19	3		8	8	16	8	2	3	134
その他	22	120	507	137	27	5	59	44	47	25	23	35	1051
合計	128	492	851	284	41	9	131	198	197	89	90	252	2762

1(2) 審議に必要な資料の提供等について

(2) 職員通勤手段について② ■集計結果（主要な手段）

	徒歩	自転車	自家用車10 ㎡未満	自家用車10㎡ 以上20㎡未満	自家用車20㎡ 以上30㎡未満	自家用車30 ㎡以上	電車 市内	電車 近隣市 町	電車 県内	電車 県外	バス 市内	バス 市外	集計 庁舎別
本庁舎	82	203	174	74	5	4	50	109	91	28	18	6	844
分庁舎	1	3	5	2	2			2	3	1	1		20
東庁舎	7	27	32	17	2		7	9	9	5	3		118
小計	90	233	211	93	9	4	57	120	103	34	22	6	982
小仙波 庁舎	3	23	42	18	1		3	11	11	1	1		114
上下水 道局	10	24	30	16	1		4	9	11	4	1	1	111
保健所		12	51	19	3		7	7	10	5			114
その他	20	103	501	137	27	5	51	39	41	16	8	2	950
合計	123	395	835	283	41	9	122	186	176	60	32	9	2271

1 (3) 審議に必要な資料の提供等について

(3) 提供予定の資料等について ※第4回審議会（7月中旬まで）

①庁舎整備候補地となり得る市有地一覧の提供

<一覧作成の考え方>

- ・ 相当の広さを有する一団の市有地であること（現庁舎の敷地をベースに抽出12,000㎡程度）
- ・ 本庁舎であることを踏まえ、本市市域の区分に係る考えに照らし、本庁地区に限定
- ・ 相当の面積の建物の建設を行うことから、市街化を抑制する地区である市街化調整区域は除外
- ・ 現に公共施設、公用施設として供用されている場合を除外（取り壊し予定や現庁舎を除く）

②市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する議論に関する資料

庁舎整備には、相当の広さを有する市有地を要する。本市が保有する土地の多くは、現に小中学校として利用されている。そのため、本市の小中学校の統廃合等の検討状況等について提供

2 先進市視察結果の報告（川口市・中野区）

(1) 視察概要

- ・日時 令和8年1月26日（月）終日
- ・参加者 委員15人、事務局4人
- ・目的 今後の審議会の審議において、先進事例を踏まえた充実した議論を行うため

(2) 川口市役所

人口：約61万人（外国人約5.5万人）、世帯数：約31万、市面積：61.95km²

平成23年に鳩ヶ谷市を編入、県内3番目に中核市移行（平成30年4月）

第一庁舎、第二庁舎の分庁舎、近年の庁舎整備のトレンドを踏まえたオーソドックスな庁舎（防災、免振構造、市民の賑わい・ギャラリー、環境配慮（ZEBを意識）など）

(3) 中野区役所

人口：約35万人（外国人約2.4万人）、世帯数：約21万、区面積：約15.59km²

20・30歳代の人口が非常に多く、人口密度が全国2位

敷地面積は、1万m²未滿に中層の庁舎を整備、近年の庁舎整備のトレンドを踏まえつつ、庁舎整備に合わせて、民間の先進事例を参考に、職員の働き方やDXを最大限に活かした庁舎を実現

2 先進市視察結果の概要報告（川口市）

(1)川口市役所（1/2）

川口市役所での視察内容は下記のとおり。

庁舎整備 の経緯	• H24～H25 庁舎建設審議会での新庁舎の建設場所を審議 • H27.2 新庁舎建設基本構想策定 • H27.8 新庁舎建設基本計画策定 • H28.7 新庁舎基本設計策定 • H30.1 第一本庁舎建設工事着手 • R2.3 第一本庁舎建設工事完了 • R5.3 第二本庁舎建設工事着手 • R7.6 第二本庁舎建設工事完了
視察内容	• 議場、大会議室・ひな壇テラス、執務室、託児室、執務室・総合案内等、テナント・免振装置等
機能に 関する ポイント	• 議場について ✓ 旧庁舎と同じ要件とし、議会からの要望を踏まえ議長席の高さなどを調整している。車いす席は3席用意している。 • 大会議室 ✓ 第二本庁舎の設計見直しの際に追加され、周辺施設にない収容人数で設定されている。一般への貸出も検討中。 • 窓口スペース等 ✓ プライバシーに配慮した十分なスペースが確保されている。 ✓ 申請書等の記入が省略できる「書かない窓口」の開設や遺族の各種手続きをサポートするためのプライバシーに配慮したスペース（おくやみコーナー）を設置。

庁舎概観



議場



大会議室



窓口スペース



2 先進市視察結果の概要報告（川口市）

(1) 川口市役所（2/2）

川口市役所での視察内容は下記のとおり。

機能に関するポイント

- ・ 託児室
 - ✓ 市役所に用務がある保護者に対して、1時間を上限として預かりサービスを実施。
- ・ 屋外デッキ
 - ✓ 屋外に開放されたデッキを整備。植栽には、市産品のマツを使用している。
- ・ テナント
 - ✓ 第二本庁舎1階にテナントとして、郵便局およびカフェを導入し利便性向上、賑わい機能として運用。
- ・ 多目的スペース
 - ✓ イベント等に活用され、市民の芸術作品の展示（本庁舎ギャラリー事業）等も実施している。

質疑応答

- ・ 第一本庁舎開庁後の反省を踏まえ、第二本庁舎ではエレベータ動線等を見直している（職員用入口への配慮）。
- ・ 過去に調査を実施し、市民の主なアクセス手段を把握している（川口市では自転車利用が多い）。
- ・ 候補地選定について、当該地は防災の観点で他の候補より劣後していたが、結果的にはこれまでの歴史等を考慮して決定がなされた。
- ・ 第一本庁舎の設計時、第一本庁舎の開庁後に職員の意見を聴取する機会を設けた。
- ・ 環境への配慮として、太陽光発電やLED、特に第二本庁舎ではコージェネレーションシステムを導入している。

託児室



屋外デッキ



テナント（カフェ）



多目的スペース



2 先進市視察結果の概要報告（中野区）

(1)中野区役所（1/3）

中野区役所での視察内容は下記のとおり。

庁舎整備 の経緯	・ H25年度 基本方針（庁内＋学識） ・ H27～H28年度 基本構想・基本計画 （H28年度に位置条例の可決、発注スキームの決定） ・ H29～H30年度 基本設計 ・ R元年度 設計・建設事業者の公募・選定 ・ R2～R3年度 実施設計 ・ R3～R5年度 建設工事（並行してペーパーレス活動） ・ R6年度 開庁
視察内容	・ 事業概要プレゼンテーションの後、合同部長室、執務室、共用窓口、職員休憩スペース、屋上庭園、区民交流スペース、外観等を視察
機能に 関する ポイント	・ 合同部長室・執務室 ✓ 職員がつながる象徴として、全部長が大部屋に集まる形式に。 ✓ 一般職員の執務室は、DXを推進し、ペーパーレス化し、フリーアドレスを導入。 ・ 共用窓口 ✓ フロア内で各課共用の窓口を設置。セキュリティの向上と区民・職員の快適性向上、面積の効率利用に。 ・ 区民交流スペース ✓ 本庁舎1階に多目的に使えるイベント・ワークショップスペース、カフェ、コンビニを導入。区民同市のつながり促進。 ・ 環境性能（ZEB Ready認証の取得（環境負荷低減）

合同部長室 N-BASE



執務室（フリーアドレス）



共用窓口



イベントスペース（カバ）



2 先進市視察結果の概要報告（中野区）

(1) 中野区役所（2/3）

機能に関するポイント① 区民の交流・活動の促進

- 区役所庁舎の1階及び屋外を区民に開放し、様々な区民の交流や活動の促進の場としている。
- イベントスペースは、大型モニターを設置して200人程度収容可能。平時は来庁者が自由に使える休憩スペースとして利用され、稼働率も高い。
- 展示スペースは、文化芸術の常設展・企画展・区民展示等を実施し、様々な情報を発信。
- 来庁者や職員、周辺住民が集う食堂・カフェを導入し、イベントと連携した取り組み等も実施。
- ワークショップスペースは、文化芸術活動を中心に地域活動や公益活動を中心としたワークショップを開催。

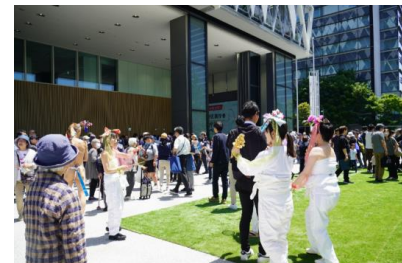
質疑応答

- 区民活動のスペースは、当初民間に委託して運営方法を研究し、現在は区が直営で運営している。
- 庁舎に併設される区民の交流スペースは、運営主体を明確にして運営しないと使われない。
- 当事者意識が低いと活動が進まないため、意識が高いテーマでワーキングなどを企画している。
- 活動をイメージしてスペースを運営する人が設計に入ることが重要。

屋内イベントスペース（カバ）



屋外イベントスペース（カノのリコ）



アート展示・情報発信スペース（カノのカワ）



土日・夜間はアルコールも提供（カヤ NYAカフェ）



ワークショップ等で体験をシェアする（シェアマ）



区民会議室（ミーティングルーム）



2 先進市視察結果の概要報告（中野区）

(1) 中野区役所（3/3）

機能に関するポイント② オフィス集約・窓口共用化

【セキュリティ向上】

- ICカードにより秘密情報を扱うエリアを管理。17時以降の部外者の立入禁止。

【区民・職員の快適性向上】

- 区民はたらい回しにならず、動かず・迷わないワンストップサービス。
- 執務室内で業務に集中して取り組める。

【床面積の効率利用】

- 使用率の低い各課の専用窓口を削減。会議テーブルやコピーコーナー等各課専用スペースを削減。

【ABWによる業務効率UP】

- 仕事の内容や目的に合わせ最適な場を選ぶことで生産性を高める働き方を実現。

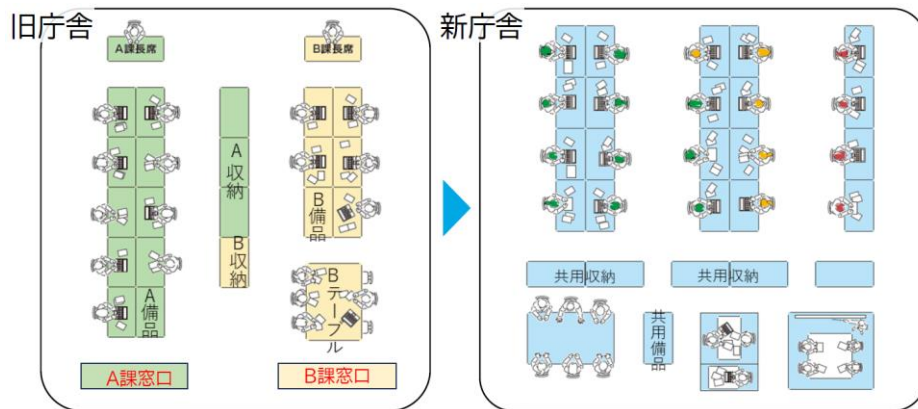
質疑応答

- 若者が働きたい場所にするため、最新の民間のオフィスを研究して設計に反映。
- 移転に向けたモデルオフィスを3年実施し、職員の理解を深める見学ツアーも実施。
- 執務室の効率化に必要なペーパーレス化、フリーアドレス化について、上司の意識改革を徹底。
- 18%の労働時間の減少、紙印刷も1/3減少、在宅勤務も4倍に増加。

◆課内フリーアドレス導入・部長・課長席を廃止

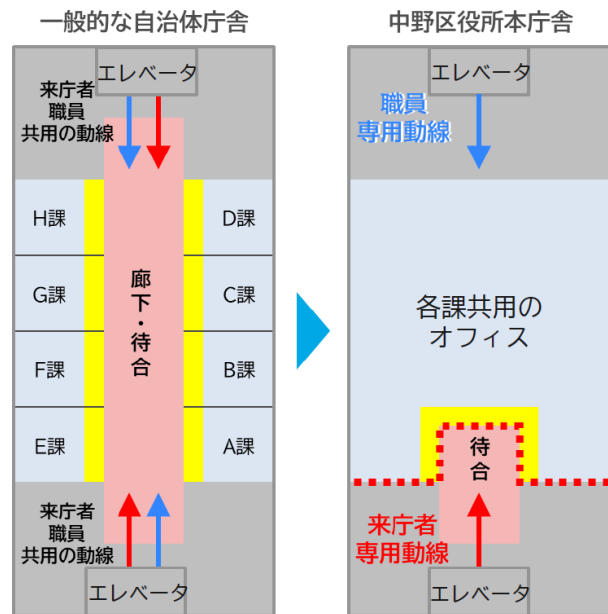
※来客の多い課を窓口近くに配置／ペーパーレス徹底／DX推進（MS365導入、固定電話廃止）。

※役職を超えたコミュニケーションも活性化



◆各課のオフィスをフロアで集約し、窓口を共用化

※フロア案内人と全庁共通発券機の配置により、職員を円滑に呼び出す



3 狭あい化等の実態調査の結果

(1) 概要

① 趣旨

第2回審議会において、現庁舎の課題の分析を実施したが、現庁舎の狭あい化については、現状の把握が十分ではないことから、実態調査を実施する必要性を確認。

② 調査概要

ア 実地計測など

待合スペースや窓口の幅などについて、実測を行い、また、他団体の現状や標準的な設定などの情報を収集した。

イ 会議室の利用実態の把握

本庁舎、東庁舎などを対象に打ち合わせスペースを含めた会議室の利用実態調査を令和8年3月16日（月）から同年4月17日（金）までの約1ヶ月間実施した。調査項目は、利用時間、利用人数、外部参加者数、利用目的、WEB参加の有無などである。

ウ 会議室の利用等に関するアンケート調査

会議室の確保のし易さ、会議室の利用頻度、会議室の利用に当たっての支障などについて広く実態把握を行った。

(1)②狭あい化の影響

本庁舎の狭あい化は、行政運営の様々な面に負の影響を与えており、次のとおり整理できる。

影響対象	影響の直接的な例
市民サービス提供体制	・ 待合スペースの広さや快適さが確保されていない ・ 窓口や相談などでのプライバシーへの配慮が十分できない ・ 窓口での待ち時間が長くなる（※事務効率を下がる又は効率化できる機器の導入ができないため）
職員の働き方	・ スペースを要する事務・作業の効率性が下がる ・ 適時の打ち合わせ（Web会議含む）が実施しにくい ・ 新規採用職員の募集への応募が減少する ※職場環境の魅力が相対的に低い
行政サービスの効率性	・ 庁舎の分散化が進み、市民・事業者や職員に移動及びそれに要する時間の負担をかける ・ 職員の作業や事務の所要時間が本来よりも長くなる（再掲） ・ 適時の打ち合わせ（Web会議含む）が実施しにくい（再掲） ※打ち合わせが遅くなるため、政策決定のスピードに影響

3 狭あい化等の実態調査の結果

(2)調査結果 1 / 5

本庁舎において、職員1人当たりの床面積がどの程度狭あい化しているか把握した。

ア 床面積（本庁舎の職員1人当たりの床面積）

客観的要素	本市（川越市庁舎課題検討報告書） 職員1人当たり 15.58㎡ 中核市（※1） 平均 29.79㎡ 下位3位（全62市） 県内 平均 28.19㎡ 下位2位（全63市町村） 国基準（R7） 一定の計算式により算定（資料2）※本庁舎 起債同意基準 <u>24.37㎡</u>（R3 24.30㎡） 官営 <u>18.53㎡</u>（R3 18.68㎡） ※1（人口20万人以上で政令で指定を受けた都市）	左記の結果より 重度の狭あい化 と判断
主観的要素	職員アンケートの結果 執務スペースに関しては、職員の87%が狭いと回答 市民アンケート 未実施 ▶市民アンケート実施時に項目検討	

3 狭あい化等の実態調査の結果

(2)調査結果 2/5

イ 執務スペース（主に職員が事務や窓口対応などを行うスペースのこと）

客観的要素	本市 職員1人当たり <u>R7 4.57m²</u> (R3 4.89m²) ※本庁舎のみで試算 他市 <u>平均（参考） 7.24m²</u> ▶統計的調査結果は無い。 最近庁舎整備を行った他団体の基本構想などにより把握した。※次頁以降参照 国基準 起債同意基準 R7 8.01m² (R3 7.90m²) 新営一般庁舎 R7 7.21m² (R3 7.12m²)	左記の結果より 重度の狭あい化 と判断
主観的要素	職員アンケートの結果 職員の87%が狭いと回答 特に職員からの意見 ・椅子と椅子の間隔が狭い ・書類が多く、場所を取っている など	

(参考) 【事例1】市川市（千葉県）

市川市の基本構想では、面積推計のための4つの算定方法が採用されており、その中に類似人口の他市の平均を適用したものがあげられる。

表3 他市事例を参照とした算定結果

人口（万人）	町田市	秋田市	那覇市	他市事例から算出した 平均の単位面積	単位面積から算出した 市川市想定
	43 万人	32 万人	32 万人		
①総合窓口	620 m ²	400 m ²	350 m ²	12.6 m ² /人口(万人)あたり	560 m ²
②待合空間	830 m ²	320 m ²	435 m ²	14.3 m ² /人口(万人)あたり	630 m ²
③相談室	220 m ²	148 m ²	145 m ²	4.8 m ² /人口(万人)あたり	210 m ²
④共用部分	10,200 m ²	7,000 m ²	6,570 m ²	5.9 m ² /職員数(人)あたり	9,480 m ²
⑤トイレ	1,070 m ²	866 m ²	844 m ²	26.1 m ² /人口(万人)あたり	1,150 m ²
⑥授乳室・キッズスペース	125 m ²	195 m ²	50 m ²	3.5 m ² /人口(万人)あたり	150 m ²
⑦多目的スペース・ 市民活動支援スペース	650 m ²	220 m ²	344 m ²	13.4 m ² /人口(万人)あたり	590 m ²
⑧食堂・売店	1,105 m ²	350 m ²	310 m ²	0.4 m ² /職員数(人)あたり	710 m ²
⑨総合情報コーナー	72 m ²	85 m ²	100 m ²	2.5 m ² /人口(万人)あたり	110 m ²
⑩議場等	1,610 m ²	1,430 m ²	1,935 m ²	40.0 m ² /議員数(人)あたり	1,680 m ²
⑪執務室	10,210 m ²	7,400 m ²	10,840 m ²	7.0 m ² /職員数(人)あたり	11,250 m ²
⑫打ち合せ等共用スペース					
⑬会議室	1,800 m ²	1,200 m ²	1,030 m ²	1.0 m ² /職員数(人)あたり	1,610 m ²
⑭書庫・倉庫	900 m ²	960 m ²	1,175 m ²	0.8 m ² /職員数(人)あたり	1,190 m ²
⑮情報管理室	—	—	56 m ²	0.1 m ² /職員数(人)あたり	60 m ²
⑯災害対策本部室・ 備蓄倉庫	550 m ²	290 m ²	180 m ²	0.3 m ² /職員数(人)あたり	470 m ²
⑰電気・機械室	1,650 m ²	3,430 m ²		2.0 m ² /職員数(人)あたり	3,200 m ²
⑱その他諸室	2,628 m ²	5,526 m ²	5,444 m ²	3.4 m ² /職員数(人)あたり	5,360 m ²
合計	34,240 m ²	29,820 m ²	29,808 m ²	—	38,410 m ²

《 合計面積を推計するための4つの算定方法 》

- 『現在の庁舎の面積』
- 『現在の庁舎の混雑状況や狭あいなどの課題を考慮し、必要と思われる面積』
(現庁舎の課題解決に必要な面積)
- 『総務省の地方債同意等基準（22年度）及び国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準』
(総務省・国交省の基準面積)
- 『近年新庁舎建設を行った類似人口規模の他市の平均を本市に適用したもの』
(他市新庁舎の平均面積)

- 町田市、秋田市、那覇市のデータを参考に、人口や職員当たりの平均面積を算定。
- 具体的に執務室では、職員数1人あたりの平均面積を計算し、市川市に当てはめて算出している。

出所：基本構想_資料編②資料2 新庁舎の規模の算定

(参考) 【事例2】北区（東京都）

東京都北区では、現庁舎の利用実態をベース（A案）として文書量の削減を前提とした面積算定パターン（B案・C案）を検討したうえで、総務省基準も参照しつつ面積を検討している。

案	概要	想定総面積
A 案	現庁舎の使用実態をもとに算出した場合	4.5万㎡
B 案	文書量の削減（50%）や執務スペースの効率化をした場合	4.0万㎡
C 案	文書量の削減（70%）や執務スペース、会議スペース等の効率化をした場合	3.8万㎡



総務省基準も参考にしつつ
B案をベースとして決定

算定条件案		A 案		B 案		C 案	
スペース項目		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
役職個室	特別職/部長	564.61㎡	1.3%	564.61㎡	1.4%	564.61㎡	1.5%
執務スペース	デスク・チェア	6386.16㎡	33.5%	6240.66㎡	32.3%	6177.66㎡	31.9%
	文書収納庫	3537.71㎡		1805.46㎡		1109.93㎡	
	マップケース	162.00㎡		95.14㎡		74.57㎡	
	共用PC/プリンターテーブル	265.66㎡		265.66㎡		265.66㎡	
	COPYサービスその他	1574.58㎡		1574.58㎡		1574.58㎡	
	ミーティング（オープン打合せ）	165.43㎡		165.43㎡		165.43㎡	
	ローカウンター	1218.75㎡		1218.75㎡		1218.75㎡	
	特有諸室②	430.97㎡		430.97㎡		430.97㎡	
	小計	13741.26㎡		11796.66㎡		11017.55㎡	
合計（通路係数含む）		15115.39㎡		12976.32㎡		12119.30㎡	
会議・応接スペース		1410.82㎡	5.2%	1410.82㎡	5.8%	1185.54㎡	5.6%
相談スペース	相談室	335.10㎡		335.10㎡		335.10㎡	
	相談ブース	592.77㎡		592.77㎡		592.77㎡	
各課特有諸室（個室）		4335.34㎡	9.6%	4335.34㎡	10.8%	4335.34㎡	11.4%
書庫・倉庫スペース	書庫	946.18㎡	4.5%	473.09㎡	2.6%	354.82㎡	1.8%
	図面庫	90.51㎡		49.78㎡		36.21㎡	
	物品庫	1006.50㎡		503.25㎡		301.95㎡	
福利厚生スペース		1694.53㎡	3.8%	1694.53㎡	4.2%	1694.53㎡	4.5%
議会関係		1400.00㎡	3.1%	1400.00㎡	3.5%	1400.00㎡	3.7%
区民協働スペース		1690.70㎡	3.8%	1690.70㎡	4.2%	1690.70㎡	4.4%
その他諸室（銀行・テナント）		118.20㎡	0.3%	118.20㎡	0.3%	118.20㎡	0.3%
※共有部分（コア部分等）		15777.27㎡	35.0%	14077.81㎡	35.0%	13315.65㎡	35.0%
①必要面積算定結果 ※		45,077.91㎡		40,222.32㎡		38,044.71㎡	

(参考) 【事例3】大田市（島根県）

大田市庁舎では倉庫・書庫などのスペースの削減や、テレワークの増加による登庁する職員数の減少を鑑みて、新庁舎面積を算定している。

パターン及び特徴	A案 ・倉庫などそのまま ・デスク巾を1.4mで設定 ・席数100%、W1.4m	B-1案 ・執務文書30%削減 ・現庁舎を外部倉庫化 ・席数100%、W1.2m	B-2案 ・執務文書30%削減 ・現庁舎を外部倉庫化 ・席数90%+ABW、W1.2m	B-3案 ・執務文書30%削減 ・現庁舎を外部倉庫化 ・席数80%+ABW、W1.2m
執務面積ALL（役職含む）	3314.1	3080.1 デスクサイズ	2772.1 席数90%（▲10%）	2464.1 席数80%（▲20%）
オフィス内文書面積	900.9	630.6 文書量30%削減	630.6	630.6
倉庫・書庫面積	1764.9	529.0 既存棟活用を想定	302.0	302.0
会議室	611.5	424.1	424.1	424.1
特有諸室 （サーバー電話交換など）	140.0	140.0	140.0	140.0
福利厚生（更衣室、ロッカー）	120.0	70.0 省スペース化	70.0	70.0
窓口待合 ロビー	400.0	400.0	360.0 執務と連動（90%想定）	340.0 執務と連動（85%想定）
議会関係（議場、事務局、議長室、控室等）	691.7	691.7	691.7	691.7
共用部分（廊下、EV、階段、トイレ、DS、PS等）	1638.0	1638.0	1392.3 執務と連動（85%想定）	1392.3
上記の合計面積 （単位：㎡）	9581.1	7603.5	6782.8	6454.8
1人当り面積 （単位：㎡）	24.56	19.5	17.39	16.55

- ・倉庫・書庫などのスペースを、活用していない公共施設や外部倉庫を活用することで新庁舎面積を抑制
- ・DXによる業務の効率化により職員数がなだらかに減っていくなど加味しながら執務スペースの席数を削減

(参考) 執務室スペースの面積比較

同規模自治体の執務室面積算定に係る検討内容を比較したところ、川越市は他の自治体に比べて職員1人あたりの面積が小さいことが見て取れる。また、什器メーカーへのヒアリングによると、5㎡/人未満の執務スペースを実現するためには文書量等を最大限削減することが前提となるとのこと。

他都市	執務室面積	職員数	職員1人 当たり面積	根拠	出所	参考 人口
(川越市)	3,952㎡	864人	4.57㎡	本庁舎にて積算		35万人
市川市 (千葉県)	11,174㎡	1,600人	6.98㎡	自治体比較 (事例1)	市川市庁舎整備基本構想	44万人
松山市 (愛媛県)	17,262㎡	2,081人	8.30㎡	総務省基準*1	松山市新庁舎整備基本構想	50万人
枚方市 (大阪府)	6,889㎡	1,368人	5.03㎡	国土交通省基準*2	枚方市新庁舎整備基本構想	39万人
松戸市 (千葉県)	15,442㎡	2,152人	7.18㎡	必要面積の積上に対して 文書削減量で補正	松戸市新庁舎必要面積算定 業務委託 報告書	50万人
中野区 (東京都)	10,500㎡ ※1	1,400人	7.50㎡	区の職員数を基準	区役所整備基本計画	34万人
北区 (東京都)	12,976㎡	1,537人	8.44㎡	現状を基準に文書削減量 で補正 (事例2)	東京都北区新庁舎建設基本計画	35万人
	上記6事例の平均		7.24㎡			

*1：総務省基準とは「地方債事業費算定基準」を指す

*2：国土交通省基準とは「新営一般庁舎面積積算基準」を指す

※1：執務室の記載がなかったため、事務室の面積を使用

3 狭あい化等の実態調査の結果

(2)調査結果 3/5

ウ 会議スペース（職員同士・外部の方と会議等するスペースのこと）

客観的要素	本市 会議室 本庁舎9箇所 585.6㎡（R7） 利用率 64.4％（R8.3.16～4.17 利用実態調査） 予約率 96.8％ ⇒確保のしにくさから、多め・長めに予約するという負のスパイラルが発生している。 アンケート調査（会議室の利用等について全庁に実施） ⇒議会月を避けた7・8・10月に会議室の需要が高まり、確保が困難となっている。 他市の状況 類似規模の団体の平均 1.0㎡/職員1人あたり （川越市） 約0.68㎡/職員1人あたり 国基準 スペース（R7） 新営一般庁舎 374.40㎡（R3 356.8㎡） ※職員100人あたり40㎡、10人増すごとに4㎡×1.1	左記の結果より 重度の狭あい化 と判断
主観的要素	職員アンケートの結果 職員の86％が会議室の確保がしにくいと回答 特に職員からの意見 ・ 会議室が常に取り合いになっている印象 ・ 突発的に必要となる場合にも、会議室を確保できない。	

(参考) 会議室の利用実態調査の結果

①趣旨

会議室（打ち合わせスペース含む）の利用実態調査を、本庁舎、東庁舎などを対象に令和8年3月16日（月）から同年4月17日（金）までの約1ヶ月間実施した。

②調査方法

会議室を利用した際、備え付けた調査票に利用した時間、課名等を記載するもの。

③調査結果概要

- ・本庁舎の主な会議室における予約、利用状況については次ページのとおりとなっている。
- ・調査実施時期の3月～4月にかけては、次の傾向があることに留意が必要である。

ア 3月は議会開催月、4月は年度初めであることから会議の開催が少ない時期である。

イ 3A会議室では、4月～契約の入札実施のため、契約課の予約が多くなっている。

ウ 7AB会議室では、人事異動関係の式典及び新人研修の実施から職員課（人事課）の予約が多くなっている。

エ 7G会議室では、10時30分～14時30分まで休憩室として使用していることから、会議室としての利用率が他と比べて低い傾向にある。

(参考) 会議室の利用実態調査の結果

・本庁舎の主な会議スペースの利用実態調査結果（予約率及び利用率）について

利用可能時間 (3/16～4/17の平日)					予約状況		利用状況		予約率		利用率	
会議室	面積	定員	日数	利用可能 時間	予約日数	予約時間	利用日数	利用時間	予約率 (日数)	予約率 (時間)	利用率 (日数)	利用率 (時間)
2B会議室	19.6㎡	10名	24日	186時間	24日	186時間	16日	60.5時間	100%	100%	66.7%	32.5%
3A会議室	35.2㎡	24名	24日	186時間	24日	170.5時間	22日	49.5時間	100%	91.7%	91.7%	26.6%
4A会議室	66.8㎡	30名	24日	186時間	24日	175時間	24日	115.5時間	100%	94.1%	100.0%	62.1%
7A会議室	144㎡	120名	24日	186時間	24日	186時間	22日	119.8時間	100%	100%	91.7%	64.4%
7B会議室	142㎡	120名	24日	186時間	24日	186時間	21日	119.5時間	100%	100%	87.5%	64.2%
7C会議室	48㎡	30名	24日	186時間	24日	186時間	24日	179時間	100%	100%	100.0%	96.2%
7D会議室	41㎡	24名	24日	186時間	24日	183.8時間	24日	167.5時間	100%	98.8%	100.0%	90.1%
7E会議室	41㎡	24名	24日	186時間	24日	186時間	24日	186時間	100%	100%	100.0%	100.0%
7G会議室	48㎡	20名	24日	114時間	24日	91.2時間	21日	34時間	100%	80.0%	87.5%	29.8%
合計	585.6㎡	402名	216日	1602時間	216日	1550時間	198日	1031時間	100%	96.8%	91.7%	64.4%

(参考) 【事例1】市川市（千葉県）

市川市の基本構想では、面積推計のための4つの算定方法が採用されており、その中に類似人口の他市の平均を適用したものがあげられる。

表3 他市事例を参照とした算定結果

人口（万人）	町田市	秋田市	那覇市	他市事例から算出した 平均の単位面積	単位面積から算出した 市川市想定
	43 万人	32 万人	32 万人		
①総合窓口	620 m ²	400 m ²	350 m ²	12.6 m ² /人口(万人)あたり	560 m ²
②待合空間	830 m ²	320 m ²	435 m ²	14.3 m ² /人口(万人)あたり	630 m ²
③相談室	220 m ²	148 m ²	145 m ²	4.8 m ² /人口(万人)あたり	210 m ²
④共用部分	10,200 m ²	7,000 m ²	6,570 m ²	5.9 m ² /職員数(人)あたり	9,480 m ²
⑤トイレ	1,070 m ²	866 m ²	844 m ²	26.1 m ² /人口(万人)あたり	1,150 m ²
⑥授乳室・キッズスペース	125 m ²	195 m ²	50 m ²	3.5 m ² /人口(万人)あたり	150 m ²
⑦多目的スペース・ 市民活動支援スペース	650 m ²	220 m ²	344 m ²	13.4 m ² /人口(万人)あたり	590 m ²
⑧食堂・売店	1,105 m ²	350 m ²	310 m ²	0.4 m ² /職員数(人)あたり	710 m ²
⑨総合情報コーナー	72 m ²	85 m ²	100 m ²	2.5 m ² /人口(万人)あたり	110 m ²
⑩議場等	1,610 m ²	1,430 m ²	1,935 m ²	40.0 m ² /議員数(人)あたり	1,680 m ²
⑪執務室	10,210 m ²	7,400 m ²	10,840 m ²	7.0 m ² /職員数(人)あたり	11,250 m ²
⑫打ち合せ等共用スペース					
⑬会議室	1,800 m ²	1,200 m ²	1,030 m ²	1.0 m ² /職員数(人)あたり	1,610 m ²
⑭書庫・倉庫	900 m ²	960 m ²	1,175 m ²	0.8 m ² /職員数(人)あたり	1,190 m ²
⑮情報管理室	—	—	56 m ²	0.1 m ² /職員数(人)あたり	60 m ²
⑯災害対策本部室・ 備蓄倉庫	550 m ²	290 m ²	180 m ²	0.3 m ² /職員数(人)あたり	470 m ²
⑰電気・機械室	1,650 m ²	3,430 m ²		2.0 m ² /職員数(人)あたり	3,200 m ²
⑱その他諸室	2,628 m ²	5,526 m ²	5,444 m ²	3.4 m ² /職員数(人)あたり	5,360 m ²
合計	34,240 m ²	29,820 m ²	29,808 m ²	—	38,410 m ²

《 合計面積を推計するための4つの算定方法 》

- 『現在の庁舎の面積』
- 『現在の庁舎の混雑状況や狭あいなどの課題を考慮し、必要と思われる面積』
(現庁舎の課題解決に必要な面積)
- 『総務省の地方債同意等基準（22年度）及び国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準』
(総務省・国交省の基準面積)
- 『近年新庁舎建設を行った類似人口規模の他市の平均を本市に適用したもの』
(他市新庁舎の平均面積)

- 町田市、秋田市、那覇市のデータを参考に、人口や職員当たりの平均面積を算定。

出所：基本構想_資料編②資料2 新庁舎の規模の算定

(参考) 狭あい化の実態調査に係る基礎資料

■ 会議室の実態把握

- ・ 庁内会議室等調査資料を基礎に、令和3年度以降の会議室等変更を反映したもの

会議室等面積集計表

	階数	会議室名	面積	会議室 定員		階数	会議室名	面積	会議室 定員
1	2F	2B会議室	19.6 m ²	10 人	16	分2F	分室B会議室	47.2 m ²	24 人
2	3F	3A会議室	35.2 m ²	24 人	17	5F	5Fｸﾘｰﾝｽﾍﾟｰｽ	36.0 m ²	20 人
3	4F	4A会議室	66.8 m ²	30 人	18	民借上	福田ビル3階	48.7 m ²	20 人
4	7F	7A会議室	144.0 m ²	120 人	19	民借上	オーク2	54.2 m ²	12 人
5	7F	7B会議室	142.0 m ²	120 人	20	上下水	庁舎会議室	60.0 m ²	20人
6	7F	7C会議室	48.0 m ²	30 人	21	上下水	ミーティングルーム	8.3 m ²	8人
7	7F	7D会議室	41.0 m ²	24 人	22	上下水	休養室***	17.9 m ²	20人
8	7F	7E会議室	41.0 m ²	24 人	23	上下水	庁舎管理室1	12.7 m ²	10人
9	7F	7G会議室*	48.0 m ²	20 人	24	上下水	庁舎管理室2	5.5 m ²	4人
10	B1F	修養室(畳敷き)	34.0 m ²	20 人	25	上下水	打ち合わせｽﾍﾟｰｽ	12.5 m ²	12人
11	東1F	東庁舎相談室C**	14.5 m ²	10 人	26	小仙波	建設部会議室	63.4 m ²	20人
12	東2F	教育委員会室	60.7 m ²	28 人	27	環プラ	研修室	220.0 m ²	150人
13	東2F	東庁舎2A会議室	14.5 m ²	10 人	28	7F	第1委員会室****	87.3m ²	40人
14	東2F	東庁舎2B会議室	13.4 m ²	10 人	29	7F	第5委員会室****	120.0m ²	30人
15	分2F	分室A2会議室	46.2 m ²	18 人			合計	1562.6 m ²	888 人

*10：30～14：30は休憩室として使用

**11：00～14：00は市民課休憩室として使用

***13：00～14：00は職員休憩室として使用

****市議会運営に支障の無い範囲で借用。定員は常設している椅子の数

3 狭あい化等の実態調査の結果

(2)調査結果 4/5

エ 待合スペース（窓口付近の市民等が所用が終わるまで待つスペースのこと）

客観的要素	本市 スペース 6箇所、全体で <u>55.7㎡</u> <u>67人分</u> ※廊下に椅子・ベンチを設置したものは含まない 混雑状況 スペースが少なく、特に混雑する時間帯や曜日では、<u>座れず立って待つ市民も多く、非常に混雑している状況</u> 他市の状況 <u>類似規模の団体の平均 約528.3㎡</u> <u>より相当狭い</u> ※次頁参照 ▶統計的な調査結果等はない 国基準 起債同意基準 基準無し 新営一般庁舎 実状に応じて確保の記載のみ	左記の結果より 重度の狭あい化 と判断
主観的要素	職員アンケートの結果 調査項目として未実施 自由意見 ・市民の待機場所等が狭い ・事実上市民の待合場所となる廊下部分が非常に狭い ・窓口との導線が悪く利用しにくい 市民アンケート 未実施 ▶市民アンケート実施時に項目検討	

(参考) 【事例1】市川市（千葉県）

市川市の基本構想では、面積推計のための4つの算定方法が採用されており、その中に類似人口の他市の平均を適用したものがあげられる。

表3 他市事例を参照とした算定結果

人口（万人）	町田市	秋田市	那覇市	他市事例から算出した 平均の単位面積	単位面積から算出した 市川市想定
	43 万人	32 万人	32 万人		
①総合窓口	620 m ²	400 m ²	350 m ²	12.6 m ² /人口(万人)あたり	560 m ²
②待合空間	830 m ²	320 m ²	435 m ²	14.3 m ² /人口(万人)あたり	630 m ²
③相談室	220 m ²	148 m ²	145 m ²	4.8 m ² /人口(万人)あたり	210 m ²
④共用部分	10,200 m ²	7,000 m ²	6,570 m ²	5.9 m ² /職員数(人)あたり	9,480 m ²
⑤トイレ	1,070 m ²	866 m ²	844 m ²	26.1 m ² /人口(万人)あたり	1,150 m ²
⑥授乳室・キッズスペース	125 m ²	195 m ²	50 m ²	3.5 m ² /人口(万人)あたり	150 m ²
⑦多目的スペース・ 市民活動支援スペース	650 m ²	220 m ²	344 m ²	13.4 m ² /人口(万人)あたり	590 m ²
⑧食堂・売店	1,105 m ²	350 m ²	310 m ²	0.4 m ² /職員数(人)あたり	710 m ²
⑨総合情報コーナー	72 m ²	85 m ²	100 m ²	2.5 m ² /人口(万人)あたり	110 m ²
⑩議場等	1,610 m ²	1,430 m ²	1,935 m ²	40.0 m ² /議員数(人)あたり	1,680 m ²
⑪執務室	10,210 m ²	7,400 m ²	10,840 m ²	7.0 m ² /職員数(人)あたり	11,250 m ²
⑫打ち合せ等共用スペース					
⑬会議室	1,800 m ²	1,200 m ²	1,030 m ²	1.0 m ² /職員数(人)あたり	1,610 m ²
⑭書庫・倉庫	900 m ²	960 m ²	1,175 m ²	0.8 m ² /職員数(人)あたり	1,190 m ²
⑮情報管理室	—	—	56 m ²	0.1 m ² /職員数(人)あたり	60 m ²
⑯災害対策本部室・ 備蓄倉庫	550 m ²	290 m ²	180 m ²	0.3 m ² /職員数(人)あたり	470 m ²
⑰電気・機械室	1,650 m ²	3,430 m ²		2.0 m ² /職員数(人)あたり	3,200 m ²
⑱その他諸室	2,628 m ²	5,526 m ²	5,444 m ²	3.4 m ² /職員数(人)あたり	5,360 m ²
合計	34,240 m ²	29,820 m ²	29,808 m ²	—	38,410 m ²

《 合計面積を推計するための4つの算定方法 》

- 『現在の庁舎の面積』
- 『現在の庁舎の混雑状況や狭あいなどの課題を考慮し、必要と思われる面積』
(現庁舎の課題解決に必要な面積)
- 『総務省の地方債同意等基準（22年度）及び国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準』
(総務省・国交省の基準面積)
- 『近年新庁舎建設を行った類似人口規模の他市の平均を本市に適用したもの』
(他市新庁舎の平均面積)

- 町田市、秋田市、那覇市のデータを参考に、人口や職員当たりの平均面積を算定。

出所：基本構想_資料編②資料2 新庁舎の規模の算定

3 狭あい化等の実態調査の結果

(2)調査結果 5/5

オ 窓口スペース（主な部署の市民対応カウンターやブースなどのスペースのこと）

客観的要素	本市 全体のスペース <u>52課、間口延べ154m、171人分</u> 一人分のスペース <u>間口0.93m</u> ※1 Fの方が狭く（0.87m）5 Fの方が広い（1.04m） 他市の状況 一般的に求められるパーソナルスペース 1.2m 一般的な窓口カウンターの幅 1.6m ▶基準や統計的資料は無い。 国基準 起債同意基準 基準無し 新営一般庁舎 基準はあるものの、受付と窓口が同一視できるか要検討（最低 6.5㎡）	左記の結果より 重度の狭あい化 と判断
主観的要素	職員アンケートの結果 • <u>全体の広さ</u>に関し、職員の<u>55%が使いにくい</u>と回答（窓口が無い部署の職員も回答者に含む） • <u>間隔</u>に関し、職員の<u>62%が狭い</u>と回答 自由意見 • 複数人や車椅子、ベビーカーでの来庁者の対応困難 • プライバシーの確保に課題 市民アンケート 未実施 ▶市民アンケート実施時に項目検討	

(参考) 窓口幅の検討

ローカウンター、ハイカウンターにより考え方が異なるが、一般的には160cm幅で窓口のサイズを検討することが多い（什器メーカー）。

他都市	カウンターの種類	窓口幅	窓口奥行	出所	参考：人口	参考：職員数
(川越市)		100cm以下			35万人	1,024人
松戸市	ロー	160cm	80cm	松戸市新庁舎 必要面積算定 業務委託報告書	50万人	2,152人
大田市	ハイ	180cm	80cm	大田市庁舎オ フィス環境整 備業務	3万人	430人
	ロー	160cm	80cm			
橿原市	ハイ	140cm	80cm	八木駅南市有 地活用事業要 求水準書	12万人	663人
	ロー	140cm	80cm		12万人	663人

注) 計画段階の試算については、詳細設計等で数値が変更されることもある

3 狭あい化等の実態調査の結果

カ 実態調査の結果（まとめ）

対 象	本市実状と他市等比較など		判断
床面積 （職員一人当たりの床面積）	本市 中核市の平均 県内の平均	15.58㎡／人 29.79㎡／人 28.19㎡／人	重度の狭あい化
執務スペース	本市（本庁舎） 近年整備自治体の算定 平均	4.57㎡／人 7.24㎡／人	重度の狭あい化
会議スペース	本市（本庁舎） 類似規模の団体の平均	計 585.6㎡ 約0.68㎡／職員1人あたり 1.0㎡／職員1人あたり	重度の狭あい化
待合スペース	本市 類似団体平均	55.7㎡ 約528.3㎡	重度の狭あい化
窓口スペース（間口）	本市（本庁舎）1人分のスペース 一般的なパーソナルスペース 一般的なカウンターの幅	0.93m 1.2m 1.6m	重度の狭あい化



- 重度の狭あい化が進んでおり、市民・職員に悪影響**が出ている。
- 行政サービスの提供にも支障**が生じている。

4 新庁舎整備の必要性①

(1)本市の状況と庁舎整備

本市においても少子高齢化が着実に進み、これを踏まえて、第五次川越市総合計画においては、人口減少を前提としながらも持続可能な行政サービスの提供を行っていくことを目指している。

庁舎は、市民が行政サービスを受ける場所であるとともに、職員が行政サービスを生み出すべき場所である。しかしながら、現庁舎は、様々な課題を抱えており、市民や職員に不便や負担を掛けており、また、先進的な自治体に求められている窓口サービスや機能などが実現できていない現状がある。

庁舎整備を行うには、非常に多額の費用を必要とする。この様な中で、本市の財政状況は、中核市平均と比較して財政力指数や自主財源比率が高く、自主性や自立性のある運営ができている一方で、財政構造の弾力性を表す経常収支比率が高く、硬直化が進んでおり、今後も扶助費の伸びなどを考慮すると、厳しい財政状況が続くものと考えられる。

そのため、新庁舎整備の必要性について、十分に検討する必要がある。

4 新庁舎整備の必要性②

(2)新庁舎整備の「必要性」の内容分析

新庁舎整備において、「多額の整備費用」を理由に必要な無いとの議論も有り得る。しかし、新庁舎整備の必要性が無い場合には、そもそも整備費用の議論は必要としない。

そのため、「新庁舎整備の必要性」と「整備に伴う費用」を分け、後者については、行政運営における優先度の評価として、「許容性」の問題と整理する。

(3)新庁舎整備とそれ以外の手法の類型化

新庁舎整備の必要性の検討において、新庁舎整備以外にも、環境への影響を考慮したリノベーションによる現庁舎の改修や第二庁舎の整備といった手法も考えられる。

そこで、以下に手法を類型化し、今後検討の方向性を示す。

	類型	備考	議論
1	現庁舎の改修	狭あい化等に対応できない	×
2	現庁舎の改修＋第二庁舎整備		○
3	新庁舎整備（建替）		○
4	現庁舎のまま	課題等を見放すもの	×

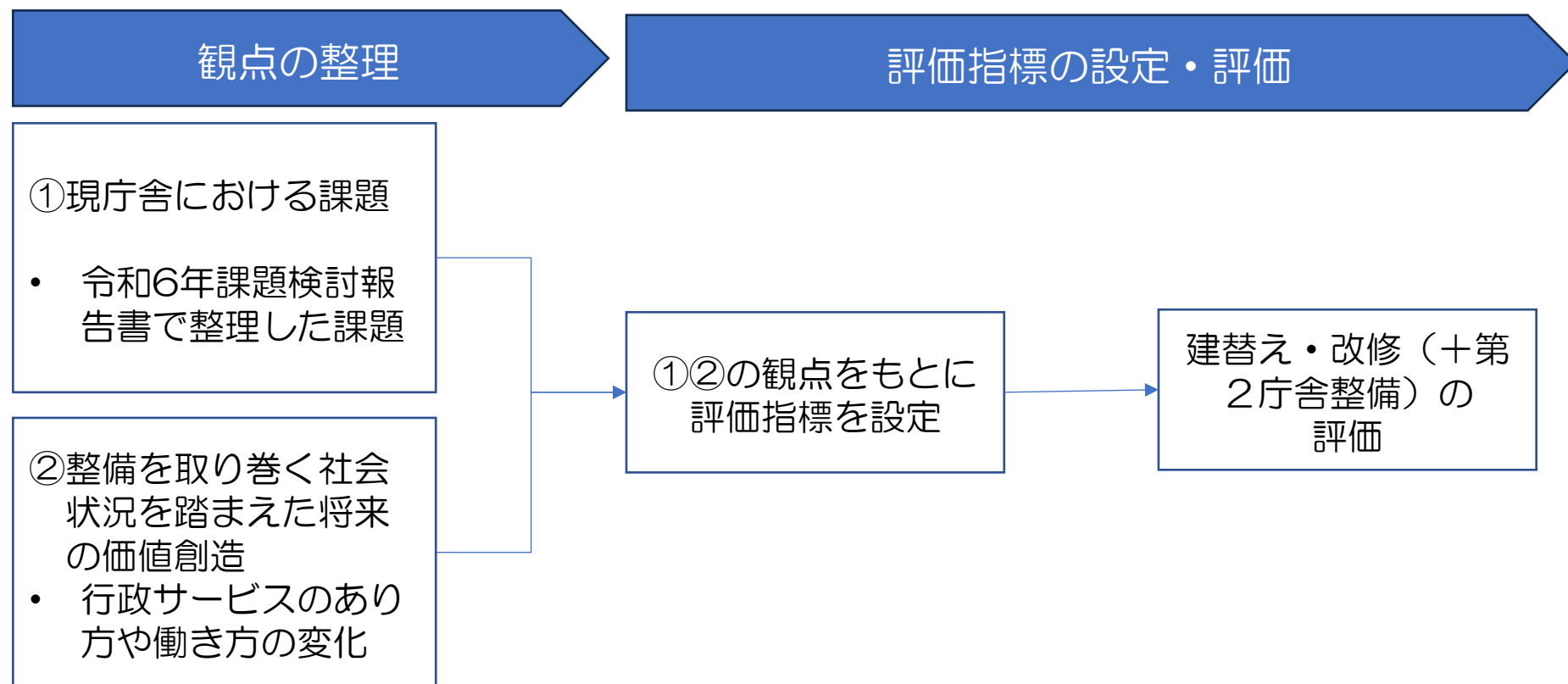
4 新庁舎整備の必要性③

(4) 検討の方向性及び評価①

老朽化、狭あい化等の「①現庁舎における課題」及び「②整備を取り巻く社会状況を踏まえた将来の価値創造」の観点から、新庁舎整備の必要性に関する検討を行う。

建替え（新設）と改修＋第2庁舎整備の案に対して、①②の観点から複数の評価軸を設定し総合的な評価を行う。

検討フロー



4 新庁舎整備の必要性④

(4) 検討の方向性及び評価②

川越市庁舎課題検討報告書（令和6年）において、8つの観点で課題を整理している。

	論点	課題の概要（抜粋）
1	老朽化	躯体および設備の老朽化の進行。耐震についてはIs値でクリアしているものの、個別施設計画上の目標使用年数65年を迎えるため、今後さらなる外壁改修等の検討が必要。
2	狭あい化	建設当初は職員約750人・人口19万人規模を想定した庁舎だったが、現在は人口35万人・約1,300人の職員が勤務しており、庁舎全体でスペースが著しく不足している状態。
3	分散化	狭あい化への対応として庁舎分室・東庁舎・小仙波庁舎などに行政機能を分散。しかし、各庁舎間の往来が来庁者・職員双方に負担となり、市民サービスや事務効率が低下。
4	防災対応	災害対策本部の会議室等は本庁舎内の会議室を転用して設営するため、設営に時間がかかるほか、他の事業（期日前投票等）との競合時には確保が困難。また、小仙波庁舎は0.5～3m未満の浸水想定区域内に位置。
5	セキュリティ対応	収納スペース不足により書類を施錠できない場所に保管せざるを得ない場合があるほか、廊下に複合機やメールボックスを設置しているため、印刷物・書類の紛失や情報漏洩のリスクあり。
6	バリアフリー・ユニバーサルデザイン対応	休日・夜間の本庁舎出入口は地下1階の通用口に限られ階段しか手段がないため、車椅子利用者や障害のある市民や職員の対応に課題。また、授乳室やキッズスペースは各1か所のみ、案内サインも日本語を母語としない方や視力の弱い方にとっては視認しづらい。
7	デジタル化対応	狭あい化の影響でデジタルサイネージやセルフ端末の設置が困難なほか、建物の構造上ワンストップ窓口の実現が難しく、オンライン会議用スペースも不足。
8	環境対応	各庁舎は断熱性・気密性が低く環境負荷が大きい状態。また、老朽化・狭あい化の制約から、自然エネルギーや太陽光発電等の再生可能エネルギーなど環境負荷低減の新技术導入は非常に難しい状況。

4 新庁舎整備の必要性⑤

(4) 検討の方向性及び評価③

整備に際しては、現状の課題のみならず、将来において市庁舎に求められる価値機能を検討する必要があるため、先行事例等に基づき主な論点を整理した。

整備を取り巻く社会情勢の観点の整理

	論点	概要
1	災害の激甚化・頻発化	災害時の受入拠点としての機能や、情報集約・指令・調整体制が整っていることが現在の庁舎には求められている
2	働き方改革	AI・RPAやAI会議録など一定活用やテレワークの導入はあるものの、多様な働き方を受入れる職場環境の整備が必要
3	行政サービス	行政手続きのオンライン化の増加件数は少なく、書かない窓口の実現には至っていない。DX化も十分な導入ができているとは言えない
4	脱炭素・省エネ	脱炭素社会の実現に向け、「ゼロカーボンシティ表明」に基づき、庁舎における省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用を推進する必要あり
5	地域活性化（賑わい創出）	「多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまち」を目指すこととしており、より具体的に活動拠点機能の適応について検討する必要あり

4 新庁舎整備の必要性⑥

(4) 検討の方向性及び評価④

①現状の課題、②将来を見据えた価値創造の論点を、建替えと改修の観点から比較した。

	論点	建替え		改修 + 第2庁舎整備	
1	老朽化	◎	・最新設備が導入可能 ・一般的に建て替え後の使用期間は80～100年であり長く使い続けることが可能 ・将来の改修工事も考慮したメンテナンス動線や予備スペースの確保が可能	○	・耐震改修工事は技術的には可能 ・改修後の使用可能年数に限界あり
2	狭あい化	◎	・必要な面積の確保が可能 ・将来の行政需要の変化（部署増設・窓口拡大等）に対応できる可変性の確保が可能 ・現状大きな課題となっている会議室や執務スペースの確保が可能	△	・増築する場合、敷地内のスペース等の制約を受ける第二庁舎の整備により面積を増やすことができるが、敷地内のスペース等の制約を受ける
3	分散化	◎	・4つに分散している庁舎の集約化することが可能 ・分散庁舎の跡地活用（売却・他用途転用）による財源確保や有効活用の可能性	△	・狭あい化が進行しているため、既存の庁舎を活用した集約化は困難 ・第二庁舎の建設場所によっては更なる分散化が進む可能性がある
4	防災対応	◎	・災害時の受入拠点としての機能の整備が可能 ・災害対応拠点として適切な立地を検討可能。	○	・老朽化・狭あい化より、防災機能の十分な拡充には限界あり ・非常用発電機・備蓄スペース等の追加設置場所の確保が困難

◎：整備により評価項目を充足することが可能／○：整備により評価項目を一部充足することが可能／

△：整備を実施しても評価項目を充足するには課題が残る

4 新庁舎整備の必要性⑦

(4) 検討の方向性及び評価⑤

①現状の課題、②将来を見据えた価値創造の論点を、建替えと改修の観点から比較した。

	論点	建替え		改修 + 第2庁舎整備	
5	セキュリティ対応	◎	- 適切な防犯・セキュリティを勘案したうえでの計画が可能 - 来庁者動線と職員動線の明確な分離設計が可能	△	狭あい化より、限界あり
6	バリアフリー	◎	適切なバリアフリー整備が可能	○	構造の制約により完全なバリアフリー化が困難
7	デジタル化対応	◎	DX化のための設備導入が可能	△	構造の制約がある
8	環境対応	◎	最新の環境性能を目標とした建替え可能	△	老朽化・狭あい化より新築同等の性能達成は困難
	環境対応 (初期整備)	△	一般的に解体・建替えによるCO₂の排出量が改修より多い	○	一般的に建替えに比べてCO₂の排出量を抑えられる

◎：整備により評価項目を充足することが可能／○：整備により評価項目を一部充足することが可能／

△：整備を実施しても評価項目を充足するには課題が残る

4 新庁舎整備の必要性⑧

(4) 検討の方向性及び評価⑥

①現状の課題、②将来を見据えた価値創造の論点を、建替えと改修の観点から比較した。

論点	建替え		改修 + 第2庁舎整備	
働き方改革	◎	- デジタル化対応に依存 - フリーアドレスを前提としたオフィスレイアウトが可能 - 現在不足しているWeb会議用個室ブースなど必要なスペースの確保が可能	△	- デジタル化対応に依存 - 既存の建物構造によりレイアウトの自由度に制約 - 庁舎が分かれることによる部署の移動・集約等が必要
行政サービス	◎	- 総合窓口・ワンストップサービスを実現するフロア構成の設計が可能 - 来庁者の動線を最適化し、手続きの効率化・待ち時間短縮を実現	△	- 狭あい化により、窓口の統合・待合スペースの拡充に限界あり - 庁舎の分散が解消されない場合、ワンストップサービスの実現は困難、窓口自体も分散する可能性がある
地域活性化 (賑わい創出)	◎	- 市民に求められる機能などを含めたうえで柔軟な建築計画が可能 - 川越市の雰囲気合った庁舎の建築が可能であり、都市の魅力向上に寄与	△	- 狭あい化により、新たなスペースの確保は困難 - 建物の外観デザイン変更は可能な範囲に限られ、庁舎の魅力づくりが困難である

◎：整備により評価項目を充足することが可能／○：整備により評価項目を一部充足することが可能／

△：整備を実施しても評価項目を充足するには課題が残る

4 新庁舎整備の必要性⑨

(4) 検討の方向性及び評価⑦

①現状の課題、②将来を見据えた価値創造の論点を、建替えと改修の観点から比較した。

論点	建替え		改修 + 第2庁舎整備	
(ライフサイクルコスト)	－	・初期費用はかかるものの、80年～100年の長い期間で考えると、改修よりもLCCが優位になることが多い ・省エネ性能の向上により、光熱水費（ランニングコスト）の大幅削減が可能	－	・建替えに比べ、初期投資は抑えられるものの改修後の使用可能年数が短い ・改修後も経年劣化が進行するため追加的な修繕費が発生しやすい
(その他制約条件)	－	・現地建替えの場合は、仮庁舎の整備や解体工事の期間が必要 ・別敷地での建替えであれば、現庁舎を使用しながら工事は可能であり影響を最小化 ・現行の建築基準法・消防法・バリアフリー法などに完全適合した設計が可能	－	・改修の度合いや建替え内容に依存 ・大規模改修の場合、一時的に執務場所を変更する必要も想定される ・段階的な改修により業務影響を分散可能 ・改修範囲が広い場合、全体工期が長期化

4 新庁舎整備の必要性⑩

(4) 検討の方向性及び評価⑧

第二庁舎の整備について、以下にメリットとデメリットなどを整理する。

メリット	デメリット
- 新庁舎整備に比較し、第二庁舎の延床面積は、少なくなるので、整備費用を抑えることができる。 - 新庁舎整備に比べて、比較的早く整備の完了を見込むことができ、狭あい化の解消を図ることができる。 - 電源やネットワークの構築に関し、BCPを意識して構築することで、災害時などのバックアップ機能を期待できる。	- 現在地において、第二庁舎を整備する場合、敷地の確保が課題となる。駐車場を潰して、第二庁舎の敷地とする場合、駐車場用地が不足し、渋滞発生の原因となる。 - 現在地への第二庁舎を整備し、駐車場用地への配慮をする場合には、先に、立体駐車場等を整備するなどが必要となるが、その工事期間の駐車場の確保の課題と立体駐車場の整備費用を要することとなり、整備費用の低減効果が得られにくい。 - 第二庁舎が、現在の本庁舎に隣接して整備されない場合には、現在の庁舎の分散化の課題がそのまま残ることとなる。 - 本庁舎を改修するのが前提とはいえ、第二庁舎と整備時期が異なることから、更に、次期の移転などを難しくする可能性がある。

5 アンケート調査の実施について①

(1)市民アンケートの実施（案）

第2回
審議会資料

①実施概要 1 / 2

第1回目の市民アンケートの実施概要（郵送による市民アンケート）については、次のとおりとし、5月の第3回審議会で最終的なご意見をいただき、速やかに実施する。

項目	内容	備考
対象	令和8年5月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の市民	
送付対象者	3,000人	標本誤差、信頼度95%、回収率40%で設定
抽出方法	無作為抽出 ※総人口に占める各地区人口の割合に応じて抽出	
回答方法	郵送又は調査票にあるQRコードを読み取りURLから回答する電子回答の2種類	
調査期間	5月下旬から6月下旬の1ヶ月間	
分析方法	クロス集計	
集計結果	●速報版を第4回審議会で報告 ●校正前の報告書を第6回審議会で報告	
公表	第7回審議会で了承後に、ホームページ等で公表	

5 アンケート調査の実施について②

(1)市民アンケートの実施（案）

①実施概要 2/2

第2回審議会において、郵送のみではなく、実際に目的があって来庁された市民の方へのアンケート調査を実施すべきとのご意見を踏まえて、以下のとおり、**実地による来庁者アンケート**を実施する。

項目	内容	備考
対象	本庁舎などに来庁者された市民や事業者	
回答方法	調査票又は調査票にあるQRコードを読み取りURLから回答する電子回答の2種類	
調査期間	5月下旬から6月上旬の内、1週間程度	
分析方法	クロス集計	
集計結果	●速報版を第4回審議会で報告 ●校正前の報告書を第6回審議会で報告	
公表	第7回審議会では承後に、ホームページ等で公表	

5 アンケート調査の実施について③

(1)②他市の市民アンケートの実施状況（多摩市・松戸市） 1／3

第2回
審議会資料

先進自治体での市民アンケート構成を参照すると、調査設問として「庁舎・行政サービス利用実態」「行政手続きのデジタル化」「現状の不満・ニーズ」に大別される。

先進自治体におけるアンケート調査概要（例）

	多摩市	松戸市
調査時期	令和4年2月	令和4年5月
調査対象	①市内在住の18歳以上の市民1,200人 ②本庁舎来庁者のうち、調査票を受け取った市民	無作為抽出による3,000人
回収状況	①669人（回収率55.8%）／②114人	1,089人（回答率36.3%）
調査設問概要 ※設問の順番等を変更して記載している	【庁舎・行政サービス利用実態】 - 過去3年間にどのような用件で本庁舎を訪れたか - コロナ以前と以後で市役所や出張所への訪問頻度に変化はあったか - 直近の1年間で市役所及び出張所に訪れたかどうか（訪れなかった場合の理由） - これまで市役所や出張所以外の公共施設などで手続きや相談をしたことがあるか 【行政手続きのデジタル化】 - 多摩市で利用できるインターネット手続きの認知 - 日常的にインターネットを利用しているか 【現状の不満・ニーズ】 - 新庁舎での市民サービスや機能について重要だと思うもの - 将来、市役所に関係する用件について、どのような方法（対面、オンライン等）で行えることを期待するか - 庁舎建て替えについて望むことや提案	【庁舎・行政サービス利用実態】 - 本庁舎への訪問頻度 - 本庁舎への交通手段 - 同伴者数 - 本庁舎への来訪目的 - 支所への訪問頻度 - 支所への交通手段 - 同伴者数 - 支所への来訪目的 【行政手続きのデジタル化】 - 通信端末の保有状況・利用サービス（メール、SNS等） - 行政手続きのオンライン化による影響 - オンライン手続きの利用意向 【現状の不満・ニーズ】 - 新たな市役所で重視する市民サービス
出所	多摩市「多摩市役所本庁舎建替についてのアンケート」（令和5年3月31日）	松戸市「市民アンケート調査結果」（令和4年9月1日）

5 アンケート調査の実施について④

(1)②他市の市民アンケートの実施状況（安城市／愛知県） 2／3

先の第2回審議会において、更に他市の事例などを参考にしたいとのご意見があったことから、以下のとおり資料を整理する（調査票等は参考資料7を参照のこと）。

	市民アンケート調査	来庁者アンケート調査	職員アンケート調査
調査時期	令和6年7月29日～8月19日	令和6年8月1日～8月7日	令和6年7月22日～8月9日
調査対象	16歳以上の市民3,000人（無作為抽出）	本庁舎、北庁舎、西庁舎の来庁者 #北庁舎、西庁舎は本庁舎に隣接	市職員1,441名
調査方法	郵送配布	各課窓口での配布及び1階ロビーでの配布	WEB形式
回収状況	1,303件（43.4%）	491件	1,205件（83.6%）
調査設問概要	- 庁舎の来訪頻度 - 庁舎来訪時の滞在時間 - 交通手段★ - 駐車場の収容台数への満足度 （1年間での）来庁の用件★ - 庁舎の場所について良いと思うこと● - 来庁時に立ち寄る場所★ - 庁舎利用時の不便★ - 分散している施設（部署）への不便 - 窓口利用に求めること - 庁舎にあるとよいと思う機能★● - 庁舎整備で重要視すること - 庁舎の場所に求めること● - 建替か改修のどちらがよいか - 自由意見★●	- 交通手段★ - 来庁の用件★ - 来庁時に立ち寄る場所★ - 庁舎の利用のしやすさ★ - 庁舎にあるとよいと思う機能★ - 自由意見★	- 庁舎での勤務経験 - 庁舎の場所について良いと思うこと● - 庁舎の場所、街区全体の課題 - 庁舎の不満や不便（職員目線） - 不足していると思う会議室の規模 - 会議室に必要な機能 - 必要な打合せスペースの数 - 固定席かフリーアドレスどちらがよいか - 普段の昼食の場所 - 庁舎に求める機能（職員目線） - 庁舎の場所に求めること● - 庁舎にあるとよいと思う機能● - 建替時に集約すべき部署 - 市民の庁舎への思いについて感じること - 委員会で取り上げてほしい議題 - 自由意見●

※各調査間で共通している設問に★●のマークを付している。

出所）安城市：庁舎整備に関するアンケート
<https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/chosya/anketo.html>

安城市では、庁舎整備に関するアンケートとして、無作為抽出の郵送による市民アンケート調査、来庁者アンケート調査、職員アンケート調査の3つの調査を実施している。

5 アンケート調査の実施について⑤

(1)②他市の市民アンケートの実施状況（富士見市／埼玉県） 3／3

（調査票等は参考資料8を参照のこと）

	市民アンケート調査	来庁者アンケート調査	周辺施設アンケート調査
調査時期	令和4年10月5日～10月24日	令和4年10月17日～10月31日	令和4年10月17日～10月31日
調査対象	18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）	市役所の来庁者	市民文化会館、市民体育館、図書館、公園の来訪者
調査方法	郵送配布	市役所の各課窓口等での配布	各施設窓口での配布
回収状況	990件（33.0％）	242件	336件
調査設問概要	・ 現庁舎の利用頻度（コロナ前） ・ 利用頻度の変化 ・ 利用頻度の今後の見込み ・ 庁舎利用頻度が減った理由（オンライン化等） ・ 交通手段★ ・ 来庁の用件 ・ 滞在時間★ ・ 施設面・環境面の課題★ ・ 新庁舎において重要と思う機能 ・ 新庁舎に求める機能● ・ 期待する手続き・相談の方法 ・ 自由意見★●	・ 交通手段★ ・ 滞在時間★ ・ 訪問部署 ・ 施設面・環境面の課題★ ・ 自由意見★	・ 利用施設 ・ 交通手段 ・ エリアの魅力向上に向け期待すること ・ 新庁舎に求める機能● ・ 自由意見●

※各調査間で共通している設問に★●のマークを付している

出所）富士見市：富士見市新庁舎に関するアンケート調査結果
https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/03sisaku/sintyosya/2022100501.files/survey_230719.pdf

富士見市では、庁舎整備に関するアンケートとして、無作為抽出の郵送による市民アンケート調査、来庁者アンケート調査、周辺施設利用者アンケート調査の3つの調査を実施している。

5 アンケート調査の実施について⑥

(1)③市民アンケートの調査項目

先進自治体での市民アンケートを参考に、今後2回アンケートを実施する前提で、次のとおり調査項目の概要をお示しする。

調査項目	設問項目（例）	データ活用イメージ
庁舎・行政サービス 利用実態	- 訪問場所（本庁舎、市民センター）【来庁者】 - 個人属性（年代・性別・居住地） - 訪問頻度 - 訪問目的 - 交通手段	- 現庁舎の利用実態、行政サービスを市民がどのように利用しているかの実態把握 - 行政サービスの観点での検討において、市民が現状どの施設を多く利用しているかの実態把握
行政手続きの デジタル化	- オンライン手続きの利用状況 - オンライン手続きの利用意向	窓口等での対面对応とオンライン手続きのバランス等の検討
現状の不満・ニーズ	- 現状の庁舎の施設面での不満 - 重視すること（行政サービス・施設） - 新庁舎の立地や周辺環境	コンセプトや機能検討にあたっての参考情報



郵送アンケート及び来庁者アンケートの調査票の案は、別添資料3・4を参照

5 アンケート調査の実施について⑦

(2) 職員アンケートの実施（案）

① 実施概要

庁舎課題の検討の際の職員アンケートは、回答率が低く、また、質問が現庁舎に関するものであり、審議会での議論に活用するには不十分であるとの意見があった。そのため、市民アンケート庁舎の実施に合わせて、職員アンケートを次のとおり、再度実施する。

項目	内容	備考
対象	正規職員	
回答方法	全職員が操作可能な人事評価システムによる電子的な回答	一部の職員は、紙ベースでの対応の可能性有り
調査期間	6月上旬から中旬頃	
分析方法	クロス集計	
集計結果	●速報版を第4回審議会で報告 ●校正前の報告書を第6回審議会で報告	
公表	第7回審議会では承後に、ホームページ等で公表	

5 アンケート調査の実施について⑧

(2)②職員アンケート調査の調査項目

庁舎課題報告書を取りまとめる際の職員アンケートでは、現庁舎の課題に関する設問であったが、今回は、庁舎整備に当たり、職員の視点から必要とする機能、考え方などを中心に設問を構成している。

調査項目	設問項目（例）	データ活用イメージ
職員の基本属性	- 個人属性1（所属・役職・性別・年代・勤務年数など） - 個人属性2（勤務地・通勤手段・通勤時間・居住地）	- 現庁舎での勤務実態の把握 - 現庁舎に対する職員の認識する課題や評価の把握 - 新庁舎整備における職員の効率的な働き方を実現し、市民サービスの向上を目指す
現庁舎の課題・評価	- 現庁舎の設備、安全面 - 現在の執務環境 - 現在の働き方	
新庁舎に求める機能や目指すべき姿	- 新庁舎で重視したい機能 - 新庁舎で実現したい執務環境、働き方 - 新庁舎の窓口業務のあり方 - 新庁舎の立地条件（公共交通、道路など） - 新庁舎の分散化、複合化	- コンセプトや機能検討にあたっての参考情報 - 庁舎整備候補地の検討における参考 - 職員の執務スペースの割当に関する考え方

職員アンケートの調査票の案は、別添資料5を参照

6 その他①（審議スケジュール）

(1)審議スケジュール（案）

※議論の状況により変更があることを前提

審議会での議論を充実したものとするため、先の審議事項の中での議論の順番などを整理し、当面のスケジュールを予め定めることが必要

検討段階	想定スケジュール	主な議題
庁舎建替の必要性の検証・目指す姿の明確化	第3回 R8年5月11日	視察結果報告、市民アンケート、新庁舎建設の必要性の整理 ほか
条件の具体化	第4回 R8年7月30日	庁舎整備の方向性（機能・規模、整備候補地）、市民アンケート・職員アンケートの概要報告 ほか
	R8年8月頃	先進事例視察
	第5回 R8年10月14日	集約・複合化の場合の方向性の整理 ほか
	第6回 R8年11月18日	整備パターンの整理（建設候補地、事業工程、想定規模の試算）
	第7回 R9年2月9日	まとめ・方向性の整理（各種市民意見の共有、整備パターン別の事業費・評価の比較）、基本構想案の作成

6 その他②（先進事例の視察・パーパーレス）

(2) 先進事例視察

昨年度の川口市、中野区の先進事例に引き続き、本年度も先進事例の視察のための予算措置を講じている（バス委託費、旅費など）。

実施時期については、8月頃を想定している。

▶視察先、時期、実施方法など

(3) ペーパーレス審議会の実施について

①本市の情報機器の保有等の状況

本市情報政策課に確認したが、審議会開催時に委員の人数分のタブレットやPCを用意することは難しく、用意できるのは、2～3台程度である。

②PCなどの保有状況のアンケート結果

開催通知に合わせて送付したアンケートによると、概ね各自でPC等の用意ができるとの回答をいただいた。

▶今後の審議会は、事前に送付した資料（メールに添付）により、委員各自保有のPCを持参していただくこととしたい。用意が難しい場合や忘れた場合などは、事務局で用意することとしたい。

(参考) 庁内検討体制について

■ 庁内検討体制

川越市庁舎整備検討委員会

委員会

- ① 庁舎の整備に関する重要事項
- ② その他庁舎の整備に係る基本的な重要事項

【構成員】 20人

両副市長、危機管理監、総合政策部長、地域創生・DX推進担当部長、総務部長、財政部長、市民部長、福祉部長、こども未来部長、都市計画部長、建設部長、上下水道局長、議会事務局長、教育総務部長、政策企画課長、財政課長、管財課長、都市計画課長、建築住宅課長

幹事会

- 重要事項に係る課題の整理及び調整

【構成員】 18人 課長級中心

総合政策部長、防災危機管理室長、政策企画課長、社会資本マネジメント課長、行政改革推進課長、情報政策課長、総務課長、職員課長、財政課長、管財課長、市民課長、障害者福祉課長、こども政策課長、都市計画課長、交通政策課長、建築住宅課長、総務企画課長、庶務課長、教育総務課長

プロジェクトチーム

- 重要事項に関する課題の基礎的な調査研究

【構成員】 18人 リーダー級中心

上記幹事会の所属のリーダー級のほか、専門的知識として、建築指導課

※重要な決定は、庁議において、決定する